

午前9時59分 開会

議長（山本一成君） 平成20年第2回別府市議会定例会は、成立いたしました。ただいまから開会いたします。

開議に先立ち、報告事項がございます。

去る4月24日、熊本市において開催されました第83回九州市議会議長会定期総会外3件の会議に出席をいたしました。その概要につきましては、お手元に別紙報告書を配付しておりますので、これにより御了承を願います。

これより、会議を開きます。

本日の議事は、お手元に配付しておりますとおり議事日程第1号により行います。

日程第1により、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により議長において指名を行います。

会議録署名議員に、

6番 乙 咩 千代子 君

14番 平 野 文 活 君

27番 内 田 有 彦 君

以上3名の方々をお願いをいたします。

次に日程第2により、会期の決定を議題といたします。

今期の定例会の会期は、本日から6月20日までの16日間といたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本一成君） 御異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から6月20日までの16日間と決定をいたしました。

次に日程第3により、継続審査中の議第30号別府市立学校の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを上程議題といたします。

総務文教委員会委員長より、委員会における審査の経過と結果について御報告をお願いいたします。

総務文教委員会委員長。

（総務文教委員会委員長・三ヶ尻正友君登壇）

総務文教委員会委員長（三ヶ尻正友君） 総務文教委員会は、平成20年第1回定例会において付託を受け、継続審査といたしました議第30号別府市立学校の設置及び管理に関する条例の一部改正について、4月7日及び5月28日に委員会を開会し、慎重に審査をいたしましたので、この経過と結果について御報告いたします。

本議題につきましては、「野口・北小学校統合検討校区委員会」の答申の中身や、各校区の皆様の意見などを委員会として十分に把握する必要があるとの観点から継続審査と決定したものであるため、まず、4月7日に開会した委員会の冒頭に、当局より統合検討校区委員会の会議の概要等について改めて説明を受けたところであります。各委員よりる質疑があったものの、さきの定例会一般質問などで取り上げられた指摘事項等が、教育委員会において整理されていない状況であったため、定例会閉会以降における課題に対して、教育委員会として再度対応を検討するよう要望し、一たん審査を終結いたしました。

教育委員会においては、再度両校の校区説明会を開催することとなり、4月15日の野口校区、4月23日の北校区における校区説明会に委員会委員として傍聴に参加した次第であります。両校区説明会においては、それぞれの立場によるさまざまな御意見があったところですが、これらの質疑に対する教育委員会の見解は、校舎の耐震構造及び自然災害時における対応、通学路の安全確保等、懸念される事項について今後もさらに調査の上対

応していきながら、これまでも議会に報告されてきた「学校適正化基本方針」に基づく経緯の中で、第2期計画である今回の統合案については、「野口・北小学校統合検討校区委員会」の答申を尊重し、実現に向けて鋭意取り組んでいきたいというものでありました。

当委員会といたしましては、地域住民からの意見聴取についてさらに委員各位で行うとともに、5月14日と15日の両日、東京都墨田区及び埼玉県富士見市において行政視察を行い、この学校統合問題について議論を重ね、5月28日に再度委員会を開会し審査をいたしました。

各委員より、これまでの地元住民に対する対応等について意見があった中で、平成8年に始まった学校適正化に係る教育委員会のこれまでの方針として、まだ検討されていない中学校適正化に関する当局の対応を求める意見が改めてなされ、これに対し教育委員会より、当初の計画は小学校の統合後、中学校の適正化に取りかかる計画であったが、今後、小・中学校を含めた計画立案に早急に取りかかりたいとの答弁がなされた次第であります。

一たん休憩に入り、議第30号に対する取り扱いについて協議した結果、再開後、委員より2点の附帯決議を付し採決することの動議が提出され、本動議のとおり決することとした次第であります。

最終的に、議第30号別府市立学校の設置及び管理に関する条例の一部改正についての採決に当たり、一つ、6月定例会終了後、直ちに市内全域を含めた統廃合及び通学校区等検討委員会（仮称）を設置し、懸案となっている旧市街地校区内の中学校再編を最優先としながら、今後における第3期の校区再編計画（案）を一たん白紙に戻した上で十分なる協議を行い、市内全域を見据えたよりよい学校適正化の方向性を模索するため、さらなる検討を重ねること。

二つ、また市内各校の跡地問題については、教育委員会だけに任せるのではなく、当該地の活用計画は行政が責任を持って地元活性化に資するための跡地利用計画案を策定し、早期に地元住民に示すこと。

以上2点の附帯決議を付し、採決の結果、賛成者多数で可決すべきものと決定いたしました。

なお、今回の学校統合問題に関しては、議案提出に至るまでの教育委員会の計画取り組みへの対応が不適切との判断から、委員会において附帯条件が付されたことにかんがみ、これまでの地元住民の方々の意見、議員各位の意見を真摯に受けとめ、何よりも子どもたちを最優先に考えながら今後事業を進めていってほしいとの意見がなされ、教育委員会より関係者への陳謝の言葉とともに、今後の新たな取り組みへの決意表明があった次第であります。

以上で、当委員会に付託を受け、継続審査に付されました議案に対する審査の概要と結果の報告を終わります。

何とぞ、議員各位の適切なる御判断をお願いいたします。

議長（山本一成君） 以上で、委員長の報告は終わりました。

少数意見者の報告はありませんので、これより討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

（26番・泉 武弘君登壇）

26番（泉 武弘君） 私は、議第30号別府市立学校の設置及び管理に関する条例の一部改正に対する反対の討論を行います。

野口・北小学校統合問題は、平成16年10月に設置された旧市街地学校統合検討委員会で、1、統合の組み合わせは野口小学校と北小学校、西小学校と青山小学校とする。2、統合の順序は、野口小学校と北小学校を第2期、西小学校と青山小学校の統合を第3期とする。3、統合の時期については、第2期統合を平成20年度を目安に実施する。第3期

統合は平成23年度を目安に実施するとの提言を受けてスタートしました。

その後、18年3月に野口・北小学校統合検討校区委員会の審議を経て、校名は「別府市立別府中央小学校」とし、統合校の校地は北小学校という結論を得ています。その後、関係者から北小学校へ統合することに多くの不安の声が寄せられ、19年8月6日には、野口小学校・野口幼稚園統合問題協議会から議長あてに陳情書が出されています。その中で、「埋立地に建っている北小学校は危険です。単純に考えて地震だ、津波だ、土砂崩れだ、こんなとき、とっさにとる行動は、海からなるべく離れたところ、広い場所を求めて逃げます。北小学校は余りにも危険です」と陳情書では訴えています。これに関連して市長は、「統合の時期がおくれることは心配していない。子どものための安全・安心のためにしっかり考え、いい学校をつくるのが大事」とインタビューに答えています。

私が反対する最大の理由は、野口小学校関係者と同じように、地震時に発生する津波と地球温暖化に伴って発生する高潮の問題です。大分県地震被害想定検討委員会が30日に発表した大分県直下型地震の被害想定では、震度7なら死者2,500人、焼失、全半壊は10万棟を越すおそれがあることがわかりました。直下型地震被害想定ながら、この被害想定には県民は、今さらながら地震の恐怖を感じたと思います。

現在、国を挙げて取り組んでいます東南海・南海地震は、今後50年以内に約90%の高い発生率を予想しています。この地震による揺れは震度5から4程度が予想されていますが、大分県では高さ5メートルの津波を想定しています。佐伯市では地震発生から約16分後に津波が到着、早朝であれば避難行動はできず、多くの死者が出ると分析をしています。佐伯市米水津で昨年11月25日に、東京大学の島崎教授や、今回大分県の被害想定を発表した大分県被害想定検討委員会の委員長を務めています千田昇・大分大学教授や地震研究者による防災シンポジウムが開かれました。この米水津という地域は、過去の地震で津波の高さが11メートルを超えていたことが、古文書で明らかになりました。また、1595年に発生した別府湾での直下型大地震では、瓜生島が水没して、津波による流失家屋数千戸、死者800人あったことが、平成10年から15年にかけて大分県が調査した大分県の活断層、別府・万年山断層調査を終えての報告書に記載されています。今でも杉乃井ホテルの敷地と県道の段差に、当時の地震の大きさを見ることができます。しかも、瓜生島地震は直下型と言われていますが、直下型でも津波が発生することを如実に物語っています。今回は大分県における直下型地震発生に対する被害試算ですが、東南海・南海地震の発生に対して国が総力で対策を進めていることから、いかに地震発生が深刻で、被害が甚大なものか、おわかりいただけだと思います。

総務文教委員会の決定は、このように地震発生が現実視される中で、あえて危険性の大きい北小学校に野口小学校の児童を統合することを決定しました。児童の命を守らなければいけない市長や教育長が、極めて危険性の高い北小学校への統合案に固執する姿は異常さを感じます。皆さんは、地震の危険性がわかっているのですか。わかっているながら、地震は学者が言っているだけで別府には関係ないと思っているのではないのでしょうか。阪神・淡路大震災、四川大地震、昨年6月に発生した別府での地震は、いずれも発生を指摘する声がほとんどない中で発生したものです。それに対して東海・東南海地震は50年以内に90%発生することが現実視されています。このような状況で、あえて危険な場所に統合しようとする考えが、私には理解できません。

地震発生時の避難について、管理棟は3階建て、教室棟は4階建てなので、当面の危険回避ができるとしています。まるで地震と友だちで、地震発生前に電話やメールで知らせてくるかのようにしか思えません。緊急避難は、地震や津波の発生や大きさが確実に把握できた場合にできることです。1960年5月23日にチリで発生した地震による津波で、なぜ利尻島民が142名も亡くなったのでしょうか。この事実が示すように、津波の発生

は国内で発生する地震だけにとどまらず世界で発生する地震の影響を受けるだけに、確実な情報を得ることは極めて難しく、しかも避難への対応ができないのです。地震予知制度がスタートしましたが、予知の難しさはすでに皆さんが御承知のとおりです。保護者の皆さんが「危険な場所に統合しないでほしい」、こういう願いは私は当然だと思っています。市長や教育長そして議会は、地震による人的被害が発生しても責任のとりようがないのです。保護者が危険を想定される学校への統合に反対することは、保護者の責任と権利から極めて当然なことではないでしょうか。市長や教育長そして議会は、今回の学校統合案はほかの統合案と違い、地震という特別な問題を含んでいるということを今一度考えるべきではないでしょうか。

議員の皆さん、皆さんは南海・東南海地震の発生が現実視される中で、危険な場所への統合案の議決をしようとしています。私は、地震発生の予想が外れることを期待していますが、予想どおり地震が発生し被害が出た場合、だれが責任をとるのでしょうか。後世まで議決の責任が生じます。野口小学校の児童を危険な場所に移さないことや、地震被害が想定される北小学校の児童を安全な場所に移すことこそ、政治や行政の責任であることを指摘しておきたいと思います。

議員の皆さん、今一度考えてください。あなたは、今回の議決に本当に責任が持てますか。どうか勇気を持ってこの議案に反対してくださることをお願いして、私の討論を終わります。（傍聴席、拍手）

議長（山本一成君） 傍聴席の拍手は、禁止されております。

（18番・野田紀子君登壇）

18番（野田紀子君） 私は、日本共産党議員団を代表して、議第30号別府市立学校の設置及び管理に関する条例の一部改正について、反対の討論をいたします。

私ども日本共産党は、学校統合は関係者の合意なしで強行すべきではないと主張してまいりました。1973年には「住民の理解と協力を得て統廃合を進める」という通達を当時の文部省が出しております。今回の決定は、この通達にも反しております。

平成18年3月に野口・北小学校統合検討校区委員会から、校地は北小学校との答申があり、それを受けて平成18年4月の定例教育委員会で答申どおりの決定がありましたが、関係者の合意が整わないという理由で開校を1年延期しました。この延期せざるを得なかった事情は、現在なお変わっていません。それなのに、なぜ強行できるのでしょうか。学校統合は、30年後も50年後も「正しかった」と言える選択をすべきです。その点、「学校は地域の中心に」とか、「異常気象や東南海・南海地震などの災害が心配」という野口校区関係者の声は、検討に値すると思います。

以上の理由から、議第30号に反対を表明しまして討論を終わります。

議員の皆さんの御賛同を、何とぞよろしくお願い申し上げます。（拍手）

議長（山本一成君） 以上で、通告による討論は終わりました。これにて討論を終結いたします。

これより、上程中の議第30号別府市立学校の設置及び管理に関する条例の一部改正についての採決を行います。

本件の表決につきましては、地方自治法第244条の2第2項及び議会の議決に付すべき公の施設の利用及び廃止に関する条例第3条の規定により、出席議員の3分の2以上の同意を必要といたします。

ただいまの出席議員は、29名であります。

本件に対する委員長の報告は、附帯決議を付し原案可決であります。本件については、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（山本一成君） 御着席願います。

出席議員の3分の2は20人であります。

ただいまの起立者は25人であり、所定数に達しております。

よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

ここで、教育長より発言いたしたい旨の申し出がありますので、これを許可いたします。

教育長（郷司義明君） 本会議中の貴重な時間、発言の機会を与えられましたので、お礼とおわびを申し上げたいと思っております。

ただいま上程中の議第30号別府市立学校の設置及び管理に関する条例の一部改正について可決をいただきましたことに対しまして、お礼を申し上げます。ありがとうございました。

なお、今回の学校統合問題に関しましては、これまでの教育委員会の取り組みや対応に不手際があり、議員の皆様方や両校の子ども・保護者、そして地域の皆さん方に多大の御迷惑や御心配をおかけしたことに対しまして、心よりおわびを申し上げたいと思っております。まことに申しわけなく思っております。

なお、教育委員会といたしましては、ただいま附帯事項として2点与えられましたが、このことを大変重く受けとめております。今後は別府市全体の学校再編に、早急に取り組んでまいり覚悟でございます。その際、今回の教訓を十分に生かしながら、議員の皆様方や地域の皆さん方の御理解をいただきますよう、誠心誠意取り組んでまいり所存でございますので、今後とも議員の皆様方のお力添えをいただきますことをお願い申し上げます。お礼とおわびといたします。

議長（山本一成君） 次に日程第4により、継続審査中の請願第1号えびすや跡地の分譲マンション建設反対に関する請願を上程議題といたします。

建設水道委員会委員長より、委員会における審査の経過と結果について御報告を願います。

建設水道委員会委員長。

（建設水道委員会委員長・堀本博行君登壇）

建設水道委員会委員長（堀本博行君） 建設水道委員会は、去る3月25日の本会議において継続審査となりました請願第1号えびすや跡地の分譲マンション建設反対に関する請願について、4月18日に委員会を開会し慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果について御報告を申し上げます。

さきの定例会において継続審査となっております本件につきましては、請願代表者ほか関係者からその点についての意見等を聞く必要があるとの観点から、請願代表者3名の出席及び当局より説明を求め、再度意見を聞き、鋭意審査を進めてまいりました。

初めに行政当局に提出された陳情書について請願代表者より意見を聞く中で、陳情書には3点の趣旨があり、まず1点目については、別府市環境保全条例に基づく厳格な指導及び勧告を施工者に求めるもの、2点目、3点目では、中・長期的な視野に立ち、行政当局において建築紛争が生じた場合の調停及び建築指導要綱的な各制度の確立並びに新たに制定された別府市景観条例による中・高層建築物の規制力を要望するものであります。

次に、請願書と陳情書の相違については、提出する時期等により、陳情書にはある中・長期的な観点に立った趣旨は、請願書には記載がないものではあるも、住民の趣旨についてはおおむね相違はないものであり、また地域住民としては、今の法制上、別府市環境保全条例による指導及び勧告をしていただくしかないもので、議会からも行政当局に対して要望していただきたいとの説明がなされた次第であります。

これに対し委員より、住民の心情は理解できるものではあるも、採択した場合は現行法を越えての指導及び勧告は、行政当局としても難しいのではないかと。また、一方の地権者

の財産権や建てる権利を阻害しかねない本請願の内容については、賛意を示すことには抵抗を感じざるを得ないとの意見が述べられた次第であります。

次に、説明員として都市計画課及び建築指導課に出席をいただき説明を求めましたが、別府市環境保全条例及び別府市景観条例では高さ制限はすることはできないものではあるが、都市計画法において地元の3分の2以上の地権者等の同意及び地区の面積を有すれば住民より提案できる制度もあるが、現行の建築基準法においては基準に適合していれば建築確認済み書を交付せざるを得ないとの説明がなされた次第であります。

これに対し委員より、別府市環境保全条例第98条の規定では、生活環境に著しい支障を及ぼすと認める場合には指導または勧告することができるがあるが、どういったものを想定しているのかとの質疑がなされ、建築後あるいは建築中に生じる悪臭、煤煙、振動等で一般的には裁判事例等を考慮し、社会通念上受忍限度を超えるものではあるが、今後も地域住民と施工者との調整を図っていききたいとの答弁がなされたところであります。

最終的に、請願第1号えびすや跡地の分譲マンション建設反対に関する請願につきましては、住民の要望は理解できるが、請願の願意の実現は現行法制上難しく不採択とせざるを得ない。なお、今回の請願の審査に当たり、今後も同様の問題が生じるおそれがあるので、行政当局においては紛争調停システムの確立を強く要望するとの意見を付して、全員一致で不採択と決した次第であります。

以上が、当委員会に付託を受けました議案の審査とその結果についての報告であります。何とぞ、議員各位の御賛同をお願い申し上げます。

議長（山本一成君） 以上で、委員長報告は終わりました。

少数意見者の報告はありませんので、これより討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

（14番・平野文活君登壇）

14番（平野文活君） 日本共産党議員団を代表して、請願第1号えびすや跡地の分譲マンション建設反対に関する請願書についての賛成討論を行います。

ほとんどが高層建築物は規制されている住宅専用地域である東荘園の町民が、住宅専用地域としての住環境を守りたいとの願いは、極めて正当な要望であります。先ほどの委員長報告は、「住民の要望は理解できるが」と言いましたが、それならば採決をすべきと私たちは考えます。

すでに別府市では、多くの高層建築物が林立しております。その経過を見ると、多くのところで住民の声は無視されております。それは、現行法が近隣住民には説明会をするだけで、住民の同意は必要ないという定めになっているからであります。

私たち日本共産党は、「まちづくりも住民が主人公の立場で進めるべき」と考えております。その立場から、平成11年6月議会で私・平野が、「別府市の環境保全条例を『住民の同意が必要』と改正すべきでは」と質問いたしました。これに対して市当局は、「同意条項を入れると、開発業者等の私権を制限することになる」と答弁をしたのです。先ほどの委員長報告の中にも「地権者の権利を阻害しかねない」との意見もあったと紹介されましたが、この論理がまかり通ってきたところに、今日の別府の無秩序な乱開発が野放しにされてきた原因があるのであります。

委員長報告は、不採択の理由として「現行法制上、請願の願意の実現は難しい」と言いました。ところが、今回の請願は、現行法では住民の願いが実現できないからこそ市議会に救済を求めてきたのであります。したがって、現行法のもとでも住民の願いを実現するために、市議会は何ができるかが問われているのであります。

現行法の枠内でも、乱開発を規制することはできます。現に日出町では、建築確認申請に先立って、「10メートル以上の建築物については近隣の関係住民の同意が必要」と規

則で定めており、旧湯布院町では、「2階建て以上の建築物については隣接住民の同意が必要」と条例で定めております。両町とも住民の立場に立って建築主に対して粘り強く指導しており、すべての開発業者が最終的には近隣住民との協定を結び、円満に解決されております。住民の利益より開発業者の私権を優先する、この別府市は、その政治姿勢が根本的に問われております。

現行の不十分な別府市の環境保全条例でも、第10条2項で「事業者は、法令及びこの条例に違反しない場合でも、人の健康または自然環境及び生活環境の良好な保全を図るため最大限の努力をしなければならない」と定めております。請願者は、「良好な生活環境が保全できない」と訴えているのであり、市当局は当然開発業者に対して住民の納得が得られるよう協議を続けることを求めるべきであります。ましてや、市議会は開発業者の利益代表ではなく、市民の利益代表であります。

本請願は当然採択すべきであることを表明して、賛成討論を終わります。

議員各位の御賛同を、お願い申し上げます。（拍手）

議長（山本一成君） 以上で、通告による討論は終わりました。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

上程中の請願第1号に対する委員長の報告は不採択でありますので、原案について採決をいたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（山本一成君） 起立少数であります。

よって、本件は採択しないことに決しました。

次に、議第43号平成20年度別府市一般会計補正予算（第1号）から、議第55号市長専決処分についてまで、以上13件を一括上程議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（市長・浜田 博君登壇）

市長（浜田 博君） 平成20年第2回市議会定例会の開会に当たり、市政諸般の御報告を申し上げ、あわせて今回提出した諸議案の概要について御説明申し上げます。

初めに、行財政改革について御報告いたします。

本年度は、「第2次行政改革推進計画」の最終年度となり、5カ年計画の総仕上げの年に当たります。4月1日からは、可燃物収集運搬業務の直営部分の2分の1程度の民間委託、養護老人ホーム扇山の民間移管を行い、目標達成に向けた取り組みを実施いたしました。一方、住民サービス向上の分野では、高齢社会のニーズに対応するための不燃物等のごみ出しをステーションから可燃物と同じ場所に変更し、高齢者の市民生活の負担を軽減する取り組みを行いました。また、県内市町村に先駆けまして、4月から「パスポート事務」の取り扱いを市民課で開始し、ゴールデンウィーク中に市民課及び保険年金課の窓口改修を行い、市民が利用しやすい窓口環境を整備いたしました。なお、事業実施に当たりサービス向上と経費削減を目指した結果、職員を増員することなく、また、改修費用を3年程度で回収する見込みとなっております。このような行財政改革の取り組みをさらに強化し、進捗管理を十分に行い、効率的な行財政運営の確立と、より一層の市民サービスの向上に努めてまいりたいと考えております。

次に、観光振興とまちづくりについて御報告いたします。

観光振興施策の一環として、昨年度より準備を進めてまいりました「リバイバル新婚旅行」の推進を図るため、5月13日に「別府リバイバル新婚旅行推進協議会」の設立総会を開催いたしました。今後は、専用ホームページの作成や全国からのキャッチフレーズの

募集、旅館・ホテルでのお客様の要望に応じて観光の手配や案内を行うスタッフ「コンシェルジュ」の育成などを、民間参加の推進部会を中心に充実してまいりたいと考えております。

また、観光面での情報発信を充実する取り組みとして、まち歩きや「別府とり天」などの食文化を初め約50項目の分野で別府の魅力を紹介する「観光PRビデオ」や「観光総合パンフレット『別府エンジョイガイド』」、「しおりペーパーナイフ」、「おみくじ」を製作するなど宣伝素材の充実を図りました。これにより、国体開催に向けての本市のPRを初め、国内国外で行う観光宣伝や誘致活動に大きな効果が期待できるものと考えております。

ハード事業では、温泉を生かした観光地としての魅力向上と、地区住民の生活の潤いと安らぎをもたらす場を目指して整備を進めております。鉄輪地区まちづくり交付金事業の「大谷公園」が、3月25日に完成いたしました。

このような中、別府を訪れる外国人観光客が急増しているという明るいニュースが伝えられております。今後とも別府観光のさらなる振興を図るため、行政及び観光関係者、ボランティアガイド等の市民が連携し、訪れる人に感動を与え、住む人が豊かさを感じる「ONSENツーリズム」を推進してまいりたいと考えております。

次に、「中心市街地活性化基本計画」について御報告いたします。

「別府市中心市街地活性化基本計画」の国の認定に係る経過につきましては、国会等の都合により内閣府の第7次認定申請受け付け時期が遅延しておりましたが、5月28日付で本市を含め全国15都市の基本計画が認定候補として受け付けられ、認定は7月になる見込みとなりました。国の認定を受けましたら、5カ年間の事業計画で活性化に向けた各事業の取り組みを推進し、官民一体となって中心市街地の再生を図ってまいりたいと考えております。

次に、教育関係の取り組みについて御報告いたします。

本市で初めての実施となる「放課後子ども教室」が、5月10日からスタートいたしました。この事業は、子どもの安全な居場所づくりと地域の活性化を目的に実施しており、中部地区公民館を拠点に、放課後や休日を利用して、地域住民のサポートにより勉強やさまざまな体験、交流活動等を行うことにより、子どもたちが地域社会の中で心豊かで健やかにはぐくまれる環境づくりを推進するものであります。子どもと地域住民がともに活動を進める中で連帯感が生まれ、希薄化が問題となっている地域社会の再構築がなされるものと考えております。

次に、「チャレンジ！おおいた国体」の取り組みについて御報告いたします。

5月24日と25日に「チャレンジ！大分大会」第8回全国障害者スポーツ大会のリハーサル大会が開催され、本市では卓球、ソフトボール、グランドソフトボール、バレーボールの4競技が実施されました。また、6月2日には「チャレンジ！おおいた国体おもてなし推進協議会」を設立し、本市を訪れる方々が「もう一度別府に行ってみたい」と思っただけのような活動を展開してまいりたいと考えております。今後も両大会の成功を目指した取り組みを実施し、市民総参加によりお客様を温かく迎えるための受け入れ準備を進めてまいりたいと考えております。

終わりに、4月30日に道路特定財源の暫定税率を復活させる税制改正法案が、5月13日には道路整備費財源特例法改正案が、それぞれ衆議院本会議において再可決されたことにより、暫定税率失効による減収分を除き平成20年度の道路関係予算はほぼ正常な状態に戻ったことから、今後は事業の執行計画の見直しや入札手続きの迅速化などにより、事業の進捗に影響が出ないよう努めてまいりたいと考えております。

以上、市政諸般についての御報告といたします。

続きまして、ただいま上程されました各議案の主なものについて、その概要を御説明いたします。

初めに一般会計予算であります。今回の補正額は920万円でありまして、これを既決予算に加えますと、総額407億9,920万円となります。

衛生費では、昨年3月に営業を終えた防衛省共済組合別府保養所「スパシオン別府」の跡地を取得できる見通しがたちましたので、この位置に、これはまだ仮称であります。が、「別府市地域保健センター」を設置するための事前調査等に要する経費として、不動産鑑定評価手数料や施設調査等委託料などを計上いたしております。

観光費では、先般、県内ロケが終了いたしました「釣りバカ日誌19」のロケ支援委員会に対する負担金、及び8月にヤフードームで日田市と共同で実施する「福岡宣伝事業」に対する負担金を、また、別府湾サービスエリアにおいてスマートインターチェンジの社会実験が開始されることに伴い、スマートインターチェンジの普及促進を図るための広報・PR活動や観光案内板設置に要する経費を計上いたしております。

土木費では、別府湾サービスエリアスマートインターチェンジへのアクセス標識板等の設置に要する経費を計上いたしております。

次に特別会計予算であります。今回補正いたしますのは老人保健特別会計で、前年度事業費の精算に伴う返還金を計上いたしております。

次に予算外の議案につきましては、条例関係3件、その他8件の計11件を提案しておりますので、その主なものについて御説明申し上げます。

議第46号は、内産保育所の建てかえの期間中は、他の場所で保育を行うことに伴い条例を改正しようとするものであります。

議第48号は、青山中学校北教室棟耐震補強・大規模改造工事の工事請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議第49号から議第55号までの7件は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求めるものであります。

以上をもちまして、提出いたしました各議案の説明を終わります。

何とぞ慎重審議の上、よろしくお願いを申し上げます。

議長（山本一成君） 以上で、各議案に対する提案理由の説明は終わりました。

お諮りいたします。

会期日程により全議案を考案に付したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本一成君） 御異議なしと認めます。

よって、全議案を考案に付すことに決定をいたしました。

以上で、本日の議事は終了いたしました。

次に、去る5月28日、東京都において開催されました第84回全国市議会議長会定期総会におきまして、25年にわたる永年勤続市勢振興功労者として、

浜野 弘 君
内田 有彦 君
泉 武 弘 君

の3名が、はえある特別表彰を受けられました。私が代表して受理してまいりましたので、ただいまから表彰状並びに記念品の伝達を行います。

議会事務局長（中尾 薫） それでは、ただいまから伝達式を行います。

今回、特別表彰を受けられました、浜野弘議員、内田有彦議員、泉武弘議員は、恐れ入

りますが、議場中央のフロアまでお越し願います。（拍手）

（被表彰者、フロアに立つ）

議会事務局長（中尾 薫） それでは、議長より表彰状並びに記念品の伝達をお願いいたします。

議長（山本一成君） 表彰状

別府市 浜野 弘 殿

あなたは、市議会議員として25年の長きにわたって市勢の発展に尽くされ、その功績は特に著しいものがありますので、第84回定期総会に当たり、本会表彰規程により特別表彰をいたします。

平成20年5月28日

全国市議会議長会会長 藤田 博之

おめでとうございます。

（表彰状及び記念品授与）（拍手）

議長（山本一成君） 表彰状

別府市 内田 有彦 殿

以下、同趣旨であります。おめでとうございます。

（表彰状及び記念品授与）（拍手）

議長（山本一成君） 表彰状

別府市 泉 武弘 殿

以下、同趣旨であります。おめでとうございます。

（表彰状及び記念品授与）（拍手）

議会事務局長（中尾 薫） ここで、市より記念品の贈呈がございます。

それでは、市長よろしくお願いいたします。

市長（浜田 博君） おめでとうございます。

（記念品授与）（拍手）

議会事務局長（中尾 薫） 続いて、市長にお祝いのお言葉をお願いいたします。

〔市長あいさつ〕

市長（浜田 博君） 別府市を代表いたしまして、一言お祝いを申し上げます。

さきの5月28日に開催されました全国市議会議長会第84回定例総会におきまして、永年勤続25年以上の特別表彰を受けられました浜野議員、内田議員、泉議員、まことにおめでとうございます。心から、お喜びを申し上げます。

皆様方は、長きにわたり別府市民の代表として、別府市勢発展と市民の福祉向上、さらには市議会運営等に対し御尽力された御功績はまことに顕著であり、ここに敬意を表しますとともに、市民を代表いたしまして、衷心より感謝とお礼を申し上げます。

皆様方におかれましては、今後とも市民の声の代弁者として今日まで積み重ねてこられました豊富な御経験と知識を十分に発揮され、別府市勢のさらなる発展・飛躍のためになお一層の御尽力を賜りますよう、お願い申し上げる次第でございます。

終わりに当たりまして、皆様方の今後ますますの御健勝と御多幸、さらなる御活躍を心から御祈念申し上げます、私のお祝いの言葉とさせていただきます。

本日は、まことにありがとうございました。

平成20年6月5日

別府市長 浜田 博（拍手）

議会事務局長（中尾 薫） それでは、ここで被表彰者3名の方々を代表いたしまして、浜野弘議員よりごあいさつをお願いいたします。

〔被表彰者代表謝辞〕

28番(浜野 弘君) 年長者ということで、代表してお礼を申し上げたいと思います。

ただいま、25年ということで表彰をいただきまして、本当にありがとうございました。

考えてみますと、私どもが当選したときには旧庁舎、皆さん御存じの秋葉通りに庁舎がありました。それから、その当時、13名の新人が出るという、ちょっとその当時としては異例な選挙がありました。ところが、なった途端に北小移転の問題を初め、あらゆる問題がどんどんありまして、私は一緒にみんなで力を合わせて、新人ではありましたが、頑張ってきたということがいまだに思い出されますけれども、今こうして25年表彰になりましたら、学校でも同級生でありました内田君と2人だけということになりました。いろいろなことが随分ありましたけれども、せっかく25年の表彰を受けましたので、私どもはまだ力は足りませんが、少しでも市民のためにも、皆さんの役に立つように一生懸命今後も頑張っていきたいというふうに考えておりますので、どうぞよろしく御指導いただきますようお願いをいたしまして、お礼のごあいさつといたします。

本当に、ありがとうございました。(拍手)

議会事務局長(中尾 薫) 以上をもちまして、表彰状及び記念品の伝達式を終わります。

議長(山本一成君) 明日6日から8日までの3日間は、考案及び休日のため本会議を休会とし、次の本会議は、9日定刻から開会いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午前10時56分 散会